## ○座間味村個人情報の保護に関する法律施行条例

令和5年3月10日 条例第6号

(趣旨)

- 第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。(定義)
- 第2条 この条例において「実施機関」とは、村長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- 2 この条例において「公文書」とは、座間味村情報公開条例(平成15年条例第16号)第 2条第2号に規定する公文書をいう。
- 3 前2項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)で使用する用語の例による。

(開示請求の手続)

第3条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を 記載するものとする。

(開示決定等の期限)

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、 法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、 当該期間に算入しない。

(開示決定等の期限の特例)

- 第5条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から 30日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生 ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有 個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報に ついては相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、前 条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しな ければならない。
  - (1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求に係る手数料等)

- 第6条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。
- 2 保有個人情報の開示を受ける者は、規則で定める方法により、開示の実施に係る手数料 を村長に納付しなければならない。ただし、村長は、経済的困難その他特別の理由がある と認めるときは、規則で定めるところにより、手数料を減額し、又は免除することができ る。
- 3 前項に規定する手数料の額は、規則で定める額とする。
- 4 保有個人情報の開示を受ける者は、第2項の手数料のほか送付に要する費用を納付して、 保有個人情報が記録されている公文書の写しの送付を求めることができる。この場合にお いて、当該費用は、規則で定める方法により納付しなければならない。

(訂正請求の手続)

第7条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を 記載するものとする。

(利用停止請求の手続)

第8条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(審査会への諮問)

- 第9条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、座間味村情報公開条例(平成15年条例第16号)第18条に規定する座間味村情報公開及び個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問することができる。
  - (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
  - (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
  - (3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の 細則を定めようとする場合

(運用状況の公表)

第10条 村長は、毎年度1回、前年度における各実施機関の個人情報保護制度の運用状況 について、公表するものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。 (座間味村個人情報保護条例の廃止)
- 2 座間味村個人情報保護条例(平成27年条例第28号)は、廃止する。 (経過措置)
- 3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の座間味村個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)に係る実施機関、委託者等においてはこの規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
  - (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第7項に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、旧個人情報の取扱いに従事していた者
  - (2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
- 4 この条例の施行の日前に旧条例の各規定による請求がされた場合における旧条例各規 定における保有個人情報の開示(これに係る費用を含む。)、訂正(追加又は削除を含む。)、 利用停止については、なお従前の例による。
- 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報及び公文書又は指定管理者が管理している文書(公の施設の管理業務に関するものであって、図面及び電磁的記録を含む。)であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
  - (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において 旧実施機関の職員であった者
  - (2) 附則第3項第2号に掲げる者
- 6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機 関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利

益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に 処する。

- 7 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく旧保有個人情報の開示をこの条例の施 行後に受けた者は、5万円以下の過料に処する。
- 8 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 9 本附則における懲役年数及び罰金額等については、那覇地方検察庁の協議回答後適用する。